

議 事 録 抄 本

令和 4 年 4 月

福崎町農業委員会

令和4年4月農業委員会議事録抄本

日 時 : 4月21日(木) 15:00～ 15:30

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
5番 城谷 憲敬	14番 後藤 正二

【署名人】

2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積
----------	---------

(議 長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 4 月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議 長) 異議なしということで、

2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積
----------	---------

委員にお願いします。本日は、議案第 1 号から議案第 5 号に至る 5 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1 件

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1 件

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

(知事許可) 1 件

議案第 4 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について

(委員会受理) 2 件

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

(委員会決定) 60 件

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

14 件

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

12 件

報告第 3 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

3 件

(事務局担当) 令和4年4月議案説明

議案の説明に入る前に1点連絡があります。

議案第2号2番について、〇〇と〇〇さんとの転用申請を議題にあげておりますが、〇〇さんが亡くなられたと連絡があったため今月の審議を保留します。議案第2号の審議は1件となります。

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

1番: 資料21ページをご覧ください。申請地は(株)新生金属から東へ約220mのところにあります。資料22ページの地籍図、資料32ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、贈与による所有権移転です。

申請地は、受け人の〇〇さんと渡し人の〇〇さんとは親戚であり、双方の話し合いにより贈与での話がまとまりました。

受け人の〇〇さんは新規就農です。関連は議案第5号58番で、今回の申請地と併せて3,560㎡を耕作する計画です。取得後は野菜の作付け、水稻をしていくとのことです。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は当面町内の親戚から借りる予定であり、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

1番: 資料23ページをご覧ください。申請地は南大貫と余田の境で、町営住宅塚本団地の東約260mに位置しています。資料24ページに地籍図を、資料25ページに計画配置図をつけています。資料32ページの写真を合わせてご覧ください。

この申請は、贈与によるもので、受け人の〇〇さんと渡し人の〇〇さんは兄弟であり、〇〇さんが家を建てるために転用するものです。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

(知事許可)

3番: 資料29ページをご覧ください。申請地は西大貫公民館の南東約40mに位置しています。資料30ページに地籍図を、資料31ページに計画配置図をつけています。資料34ページの写真を合わせてご覧ください。地籍図は点線が引かれ手書きで地番が書いてありますが、農業委員会の申請時は法務局へ分筆申請中のためです。現在は分筆が完了しており、登記簿や地籍図も分筆後のものを提出していただいています。

この申請は、使用貸借権の設定です。受け人の〇〇さんと貸出人の〇〇さんは親子であり、家を建てるために転用するものです。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

1・2番：残存小作権が設定されていましたが、高岡福田のほ場整備工事にあたり、解約が出ています。ほ場整備の換地にて所有者・耕作者で配分する計画となっています。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について (委員会決定)

本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては、事前に議案書として各委員様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。

資料13ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田97,653㎡、58件です。作物については、水稻90,883㎡、麦3,246㎡、野菜3,293㎡、果樹231㎡、期間については、3年未満16件17,872㎡、3年から6年未満が7件7,940㎡、6年から10年未満が60件63,367㎡、10年以上が5件8,474㎡となっています。

15ページをお開きください。農地中間管理機構を通じての貸借です。2件2筆1,284㎡です。西大貫地区で〇〇さんに2件となっております。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

16ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が14件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

17ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を5件、耕作面積証明書を7件、計12件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

農事組合法人 板坂営農組合から令和4年3月8日付けで、株式会社大門営農から令和4年3月28日付けで、農事組合法人 神谷営農組合から令和4年3月28日付けで事業状況等の報告書が提出され、それにより、それぞれ農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委

員会許可) 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 1 番：申請地は(株) 新生金属から東へ約220m、西光寺のグラウンドの近くにあります。非常に農地としては良い土地だと思います。

現地では、草刈りもされており花卉も少し植えられており管理されていることを確認しました。

特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1 件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) に移ります。最初に事務局より説明のあったとおり、2 番については今月の審議を行わないため、1 番の 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 1 番：申請地は南大貫と余田の境で、町営住宅塚本団地の東約260mに位置しています。大貫の大年神社の近くです。

現地では、周辺の集団農地からは外れていることを確認しました。

事務局説明の通り、〇〇さんが家を建てるために転用するものです。特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1 件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(城谷委員) 3 番：申請地は西大貫公民館の南東約40mに位置しています。

現地では、周辺の集団農地からは外れていることを確認しました。

事務局説明の通り、〇〇さんが家を建てるために転用するものです。特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) 他にないようですので、次に、議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理)について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定60件のうち34番・35番・501番・502番の4件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 加瀬澤智昭委員 退席 >

(議 長) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定60件のうち、34番・35番・501番・502番の4件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、引き続き討論、採決に移ります。議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定60件のうち34番・35番・501番・502番の4件について、討論はございませんか。

<なし>

(議 長) 他にありませんか。ないようですので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定60件のうち34番・35番・501番・502番の4件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成10：反対0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定34番・35番・501番・502番の4件について、決定することといたします。

< 加瀬澤智昭委員 着席 >

(議長) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定60件のうち534番・35番・501番・502番の4件を除く56件について、質疑ありませんか。

(宮川委員) 52番の〇〇さんのコモイケの田だが新規になっているが、更新の間違いではないのか。

(事務局) 申請書ではこの1筆は新規で申請されています。

(宮川委員) 今までも耕作されているので、更新かと思いました。新規だと村の土地割などに関わってくるので。

< なし >

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、討論はありませんか。

< なし >

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 >

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第2号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認

(知事許可) 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (知事許可) 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (知事許可) 1 件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 (知事許可) 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 (知事許可) 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 (知事許可) 1 件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知 (委員会受理) 2 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知 (委員会受理) 2 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 2件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定60件のうち34番・35番・501番・502番の4件を除く56件について、討論はございませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定60件のうち34番・35番・501番・502番の4件を除く56件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定60件のうち34番・35番・501番・502番の4件を除く56件について、決定することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

< 15 : 30 終了>

○次回農業委員会開催日・・・5月19日(木曜日) 15時00分から

署 名 人	加瀬澤智昭
署 名 人	宮川 積